

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月26日
【会社名】	株式会社モブキャスト
【英訳名】	mobcast inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪 考樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】	03-5414-6830
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 原田 一進
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】	03-5414-6830
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 原田 一進
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第20回新株予約権) その他の者に対する割当 5,550,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 536,550,000円 (第21回新株予約権) その他の者に対する割当 2,750,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 871,250,000円 (第22回新株予約権) その他の者に対する割当 2,000,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 1,449,500,000円 (注) 上記株式会社モブキャスト第20回新株予約権、第21回新株予約権及び第22回新株予約権につき、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年3月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年3月26日に有価証券報告書(第10期自平成25年1月1日至平成25年12月31日)及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成26年3月12日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

平成25年12月期の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)平成25年3月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)平成25年5月14日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第2四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月14日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月13日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年3月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年3月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年3月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月17日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を平成25年5月13日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

訂正報告書(上記7の臨時報告書の訂正報告書)を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)平成26年3月26日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成26年3月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年3月12日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月26日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成26年3月26日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。